

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成22年11月10日付け22南第2467-1号及び平成22年11月10日付け22南第2467-2号で行った公文書不開示決定において、実施機関は別紙「開示すべき部分」に掲げる部分を開示すべきであるが、その他の部分については妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は平成22年10月13日付けで、条例第5条の規定により、実施機関に対して

(1) 本庁用地グループと県南建設事務所（行政課）打合記録及協議したことがわかる公文書 矢吹町〇〇〇〇〇〇先及び国土交通省所管財産〇〇〇〇〇〇先並びに水路等これらにかかる一切の公文書 平成12年4月～平成22年3月まで

(2) 本庁用地グループと県南建設事務所（用地課）打合記録及協議したことがわかる公文書 矢吹町〇〇〇〇〇〇先及〇〇〇〇〇〇先並びに水路等これらにかかる一切の公文書

との内容で公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 これに対して実施機関は、平成22年11月10日付けで、本件開示請求に対応する公文書として「照会文書に対する回答について（協議）12件、打合せ記録記録票2件、復命書6件及び電話記録票14件並びに打合せ記録票12件、電話記録票11件、照会文書に対する回答について（協議）4件、平成19年3月23日付け復命書（事務打合せ（本庁用地G）」）（以下「本件公文書」という。）を特定し、これらを不開示にするとの決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立人は、平成23年1月7日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 実施機関は、平成23年3月3日付けで、行政不服審査法第48条で準用する同法第36条の規定により異議申立て2件について併合する旨を異議申立人に通知した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述を総合すると次のとおりである。

(1) 不開示とされた情報は、個人に関する情報ではないので、条例第7条第2号には

該当しない。

- (2) 不開示とされた情報は、公知の情報や公共施設等で一般的に入手可能なものなど一般人が通常入手しうる情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報ではないので、条例第7条第2号には該当しない。
- (3) 条例第8条第2項の規定により、たとえ個人に関する情報であっても、住所、氏名等の記述を取り除くことにより特定の個人が識別できなくなったものは、公開しても当該個人の権利利益を害さないと認められるので、条例第7条第2号には該当しない。
- (4) プライバシーの権利を侵害することがないことが明確な情報や、公開することについて公益上の理由のある情報のうち、特に公開することについて公益性が高いものについては開示をしなければならないので、条例第7条第2号には該当しない。
- (5) 地方公務員等の職務遂行に係る情報については、職務命令により事務処理されているのだから、条例第7条第2号にも同条第5号にも該当しない。
- (6) 福島県は、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれについて具体的事実関係を主張・立証していないので、条例第7条第5号に該当しない。
- (7) 福島県は、一方で不適正な事務処理を認めておきながら、もう一方で法的に正しいと主張しており、県民と福島県が率直な意見の交換をできなくしていること及び県民に混乱を生じさせている原因は福島県であるので、条例第7条第5号には該当しない。
- (8) 福島県職員は法令を遵守しながら公文書を作成しているため、その公文書が県民に対して開示されても不当に県民の間に混乱を生じるおそれはないので、条例第7条第5号に該当しない。
- (9) 情報公開制度は行政運営の透明性の向上を目指したものであり、協議等の途中の情報もできるだけ公開して、県民に意見表明の機会を保障することも必要であるため、条例第7条第5号には該当しない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 本件処分の趣旨

実施機関が本件公文書を不開示とした理由は、不開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

##### 2 本件公文書について

本件公文書は、平成12年4月から平成22年3月までの間に、県南建設事務所行政課及び用地課と土木部用地室との間で行った矢吹町○○○○○先及○○○○先並び水路等に係る県道用地の管理等についての協議等の内容に関する文書である。

##### 3 不開示決定の理由について

###### (1) 基本的な考え方

本件開示請求は、第2「異議申立てに係る経過」1の(1)及び(2)のとおり2件で構成されているが、これらについて不開示決定等をする際に根拠条項として、以下の理由から個人情報に関する条例第7条第2号及び審議、検討又は協議に関する

情報に関する同第5号に該当する。

ア 異議申立人等の氏名のほか、その言動や要求内容、対応の検討状況等が記載されており、開示できない。

イ 県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、県内部で検討中の確定していない未成熟な情報が公にされた場合、これらの情報が誤解されて広まり、県の機関内部の率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであるため、開示できない。

(2) 個別の不開示項目について

ア 条例第7条第2号の該当性について

本号の趣旨は、対象公文書に個人に関する情報が含まれている場合において、開示することによりその個人の正当な利益が侵害される時は、不開示とすることを定めたものである。

(ア) 不開示とした部分

本件公文書全て。

(イ) 不開示とした理由

対象公文書は、異議申立人などの特定の個人の氏名のほか、その言動や要求内容、対応の検討状況等が具体的に記載されており、又その具体的な記載の部分から異議申立人の意識などの内心の秘密に該当することとなる内容が全体にわたり記載されており、これらの情報は特定の個人を識別することができるもの、又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとともに、本条ただし書のいずれにも該当しないため、不開示としたものである。

イ 条例第7条第5号の該当性について

本号の趣旨は、対象公文書に県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報が含まれている場合において、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民の間に混乱を生じさせるおそれがある等のときは、不開示とすることを定めたものである。

(ア) 不開示とした部分

本件公文書全て

(イ) 不開示とした理由

対象公文書は、全体として県道用地の管理等についての協議等に関する内容であって、これらの県内部で検討中の確定していない未成熟な情報が公にされると、これらの情報が誤解されて広まり、県の機関内部の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、不開示としたものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件公文書について

本件公文書は、平成12年4月から平成22年3月までの間に、福島県県南建設事務所行政課及び用地課（以下「県南建設」という。）と土木部用地グループ（現用地室。以下「用地室」という。）との間で行った矢吹町〇〇〇〇〇〇先及び〇〇〇〇先並び水路等に係る県道用地の管理等についての協議等の内容に関する文書である。

## 2 不開示情報の該当性について

当審査会では本件処分の妥当性を判断するに際して、本件公文書が以下の条例に定める不開示とする根拠条項に該当するか否かを検討する。

なお、実施機関は、条例第7条第2号及び第5号に該当すると主張しているが、当審査会は諮問のあった案件について実施機関に答申する上で、条例が適切に運用・解釈されているかを検討する必要があることから、実施機関が主張する根拠条項の該当性と併せて他の不開示とする根拠条項の該当性の有無についても検討することとした。

### (1) 条例第7条第2号該当性について

#### ア 条例第7条第2号の趣旨について

本号は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護する必要がある、プライバシーは、いったん開示されると、当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあることから、特にプライバシーに関する情報については、最大限保護することを目的としており、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものであると解される。

さらに、個人を識別することはできない情報であっても、個人の人格と密接に関連したり、公にすることにより個人の財産権等の権利利益を侵害する情報もあり得ることから、そのような個人情報についても原則として不開示とすることを定めたものと解される。

また、本号ただし書は、個人が識別され得る個人情報には、公知の情報や人の生命、財産等を保護するために、公にすることが必要な情報が含まれることもあることから、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められる場合には、不開示としないことを限定的に定めたものと解される。

#### イ 条例第7条第2号本文の該当性について

本件開示請求にかかる情報の中には、異議申立人や関係者の氏名のほか、個人の住所、個人の特定につながるおそれのある言動、地名及び地番などが具体的に記載されている部分があり、その部分については個人に関する情報に該当するものであり、本号本文に該当する情報と認められる。

なお、公文書開示制度は異議申立人以外の他の第三者から開示請求があった場合も同様の内容を開示する制度であることから、異議申立人本人に関する情報や異議申立人が既知の事実であっても、本号本文に該当する情報については不開示となるものである。

#### ウ 条例第7条第2号ただし書の該当性について

条例第7条第2号本文に該当する情報であっても、同号ただし書のいずれかに該当する情報については例外的に開示するものとしている。

まず、ただし書ア「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の該当性について判断する。

本号は、登記簿に登記されている法人の役員に関する情報や不動産の権利関係に関する情報等法令等の規定により公にされている情報については、一般に公表されている情報であり、場合によっては個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまるものと考えられることから、これを開示することとしたものであり、本件公文書のうちこれらを含み何人も閲覧可能である文書については、ただし書きアに該当する。

次に、本件公文書の中には、一般に閲覧可能な公図を基に実施機関が個人の氏名等を加筆した図面があるが、それに加筆されている情報の内、個人の氏名や特定の個人に関する地名については、この情報が本件開示請求によって他の情報と併せて一般に明らかになると、異議申立人や異議申立人以外の第三者である土地所有者ほか関係者の特定につながるおそれがあり、結果として異議申立人のみならず、関係者の権利利益を侵害するおそれがあることから、本号ただし書アには該当しない。

これら以外の情報については、ただし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報」とは認められない。

ただし、県職員及び県議会議員の職名及び氏名については、ただし書ウ「公務員等の職及び氏名等」に該当するため、開示すべきである。

## (2) 条例第7条第3号該当性について

### ア 条例第7条第3号の趣旨について

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、アとして、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定め、また、イとして法人等及び事業を営む個人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報で一定のものを不開示とすることを定めたものと解される。

### イ 条例第7条第3号アの該当性について

条例第7条第3号アは公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の「生産技術上又は販売営業上のノウハウに関する情報」、「信用上不利益を与える情報」、「経営方針、経理、人事等の情報」等であって、その正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めたものと解される。

正当な利益を害するおそれの有無の判断に当たっては、その情報の内容及び性質のみならず、その事業の性格、県との関係、事業活動における権利利益の保護の必要性等を考慮するものであると解される。

本件開示請求にかかる情報の中には、個人が依頼した事業者の名称や代表者の氏名のほか、事業所の住所、その職務上の発言等が含まれている。当審査会

でその内容を見分したところ、記載されている事業者の氏名及び住所については、公にすることにより、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号アに該当する。

ウ 条例第7条第3号イの該当性について

条例第7条第3号イは法人等及び事業を営む個人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報の取扱いを定めたものであり、当該法人等及び当該事業を営む個人において、通例として公にしないこととされているものなど、当該条件を付することが合理的と認められる場合に限り不開示とするものであると解される。

任意に提供された情報とは、法令等の根拠に基づかず提供された情報であり、実施機関が法令等の定める権限に基づいて強制的に入手し得る情報であるにもかかわらず、当該権限を行使せず行政指導等により任意の提供を受けたものについては該当しない。

また、通例として公にしないこととされているものに該当するためには、その情報が現に公にされていないというだけでは足りず、当該情報の性質に照らし、公にしないことが社会通念上相当と認められることが必要であると解される。

審査会において、本件公文書について実際に見分したところ、条例第7条第3号イに該当する情報はなかった。

(3) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号の趣旨について

本号は、県の機関又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報を不開示とすることを定めたものである。

行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされるものであり、その間の内部情報のうち、その途中で公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報等を不開示とするものである。

イ 条例第7条第5号本文の該当性について

審査会において本件公文書を実際に見分したところ、公共用財産確定に関連し、個人からの質問や要求に対する回答や対応を検討するため、県南建設事務所と用地室との間で行われた協議及びこれに添付された関連文書や参考文書から成っている。これらの情報は、民地所有者等個人の権利利益にも関わる内容となっており、質問者等に回答し対応するに当たっての行政機関内部における検討、協議に関する情報と認められた。これらの情報が公開された場合、率直な意見交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあること、またこれら未成熟な情報が確定した情報と誤解されるおそれがあることから、この部分については条例第7条第5号が該当すると考えられる。ただし、正式に回答した部分及

び正式に回答した内容と同一であると強く推察される部分については、同号に該当するとは言えない。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号の趣旨について

本号は、県の機関又は国等が行う事務又は事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものと解される。

なお、監査、交渉その他の反復的継続的な性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じることがあり得ることから、これらの事務又は事業についても本号の適用を受けるものである。

しかしながら、本号で規定する「支障」の程度については、名目的なものではなく実質的なものが求められ、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されると解される。

イ 条例第7条第6号本文の該当性について

審査会において、本件公文書について実際に見分したところ、県のサーバーのアドレス表記については、県の情報システムのセキュリティに関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、この部分については条例第7条第6号が該当すると考えられる。

3 以上から、本件公文書の不開示とする根拠条項は条例第7条第2号、第3号、第5号及び第6号であり、それぞれの条項に該当するとした情報以外は開示すべきであり、「第1 審査会の判断」のとおり判断する。

なお、本件の公文書不開示決定等をする際に実施機関が掲げた根拠条項は、条例第7条第2号及び第5号であったことから、本答申において不開示とする根拠条項の変更を認めることになるが、実施機関が本答申を尊重して異議申立てに対する決定を行う場合、この変更は異議申立人に有利な決定となることにほかならないから是認されるべきである。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 4月15日	・ 諮問書受付
平成23年 4月26日	・ 実施機関に不開示及び一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成23年 6月17日	・ 実施機関から不開示及び一部開示決定理由説明書の提出
平成23年 6月17日	・ 異議申立人に不開示及び一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に不開示及び一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成23年 8月 9日	・ 異議申立人が不開示及び一部開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成23年 9月21日 (第188回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成23年10月19日 (第189回審査会)	・ 実施機関から不開示及び一部開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成23年11月21日 (第190回審査会)	・ 異議申立人から不開示及び一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成23年12月14日 (第191回審査会)	・ 審議
平成24年 1月18日 (第192回審査会)	・ 審議
平成24年 2月22日 (第193回審査会)	・ 審議
平成24年 9月26日 (第200回審査会)	・ 審議
平成24年10月25日 (第201回審査会)	・ 審議
平成24年11月29日 (第202回審査会)	・ 審議
平成24年12月19日 (第203回審査会)	・ 審議
平成25年 1月24日 (第204回審査会)	・ 審議
平成25年 2月19日 (第205回審査会)	・ 審議



平成25年 3月11日 (第206回審査会)	・審議
平成25年 4月17日 (第207回審査会)	・審議
平成25年 5月20日 (第208回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成25年11月8日現在）

（五十音順）

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 講師	
丹野 豊子	行政書士	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長